

2-(2) 緊急小口資金

貸付限度額：10万円以内 据置期間：2月以内 返済期間：据置期間経過後8月以内

対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

使途内容：緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な少額の費用

- ①医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要とき
- ②給与等の盗難または紛失によって生活費が必要とき
- ③火災等被災によって生活費が必要とき
- ④その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき

(例) ア. 年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費

イ. 会社からの解雇、休業等による収入減

ウ. 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払いによる支出増

エ. 事故等により、損害を受けた場合による支出増

(ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る)

オ. 社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増



3 教育支援資金

3-(1) 教育支援費

高等学校
(専修学校高等課程含む) 貸付限度額：月額 35,000円以内

高等専門学校 貸付限度額：月額 60,000円以内

短期大学
(専修学校専門課程含む) 貸付限度額：月額 60,000円以内

大学 貸付限度額：月額 65,000円以内

据置期間：卒業後6月以内

返済期間：据置期間経過後15年以内 (貸付額により期間の制限あり)

対象：低所得世帯

使途内容：学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含む。)、大学(短期大学および専修学校の専門課程を含む。) または高等専門学校に就学するのに必要な経費

(例) 授業料、学校納入諸経費、参考書、学用品、交通費

3-(2) 就学支度費

貸付限度額：50万円以内

据置期間：卒業後6月以内

返済期間：据置期間経過後15年以内 (貸付額により期間の制限あり)

対象：低所得世帯

使途内容：学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含む。)、大学(短期大学および専修学校の専門課程を含む。) または高等専門学校への入学に際し必要な経費

(例) ・ 入学金等で入学時の学校に納入する経費

・ 制服、靴、体育着等で学校の指定により入学時に購入するもの

・ 教科書、参考書等で入学時に一括して購入するもの



4 不動産担保型生活資金

4-(1) 不動産担保型生活資金

貸付限度額：土地の評価額の7割

貸付月額：30万円以内

据置期間：契約の終了後3月以内

返済期限：据置期間終了時

対象：高齢者世帯

使途内容：不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費。



4-(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

貸付限度額：土地と建物の評価額の7割

貸付月額：保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内

据置期間：契約の終了後3月以内

返済期限：据置期間終了時

対象：高齢者世帯

使途内容：要保護世帯が不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費。



相談・申込先

貸付の相談・申込をご希望のされる場合は、
お住まいの市区町村社会福祉協議会へご連絡ください。

実施主体

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1
かでの2.7 3階

TEL 011-241-3976(代表) [発行日] H21.10